4 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

(1)	要介護 1	11,505単位
(2)	要介護 2	16,432単位
(3)	要介護3	23,439単位
(4)	要介護4	25,765単位
(5)	要介護 5	28,305単位
(幸	に ⇒几 \	

(新設)

(新設)

(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

- <u>b</u> <u>a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員</u> に周知していること。
- □ 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a <u>介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</u>
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。
- (3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに 実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを 除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員 に周知していること。
- <u>ハ</u> 介護職員処遇改善加算(III) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ口(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- <u>-</u> 介護職員処遇改善加算<u>(N)</u> イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- イ 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)
 - (1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

()	要介護 1	10,320単位
(要介護 2	15,167単位
(=)	要介護3	22,062単位
([7])	要介護 4	24,350単位
(<u>H</u>)	要介護 5	26,849単位
(2) lī	司一建物に居住する者に対して行う場	合
(2) [i	司一建物に居住する者に対して行う場 要介護 1	<u>;合</u> 9,298単位
(2) [i		
(2) [i () () () ()	要介護 1	 9, 298単位

ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)

田 要介護 5

(1)	要介護1	565単位
(2)	要介護 2	632単位

24,191単位

注1 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービ ス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事 業所をいう。以下同じ。)に登録した者について、登録者の要介 護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所 定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労 働大臣が定めるところにより算定する。

(新設)

(3) 要介護 3 700単位 (4) 要介護 4 767単位 (5) 要介護 5 832単位

- 注1 イ(1)については、指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定 地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多 機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)の登録者(当該指定 小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者を 除く。)について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録して いる期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、 登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準 に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算 定する。
 - 2 イ(2)については、指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一 建物に居住する登録者について、登録者の要介護状態区分に応 じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定 する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大 臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定める ところにより算定する。
- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準及び別に厚生労働大臣が定めると ころによる算定の内容は次のとおり。

厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並 びに小規模多機能型居宅介護費の算定方法

イ 指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数(指定小規模多機能 型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の 事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の 事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定 小規模多機能型居宅介護の登録者の数及び指定介護予防小規模 多機能型居宅介護の登録者の数の合計数)が次の表の上欄に掲 げる基準に該当する場合における小規模多機能型居宅介護費に ついては、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

の基準

|厚生労働大臣が定める登録者の数||厚生労働大臣が定める小規模多機 能型居宅介護費の算定方法

|施行規則第百三十一条の四の規定 | 指定地域密着型サービス介護給付 に基づき市町村長に提出した運営 費単位数表の所定単位数に百分の |規程に定められている登録定員を||七十を乗じて得た単位数を用い 超えること。

て、指定地域密着型サービスに要 する費用の額の算定に関する基準 の例により算定する。

ロ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が次の表の 上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における小規模多機能型 居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定す る。

|厚生労働大臣が定める従業者の員|厚生労働大臣が定める小規模多機 数の基準

能型居宅介護費の算定方法

いこと。

|指定地域密着型サービス基準第六| 指定地域密着型サービス介護給付 十三条に定める員数を置いていな 費単位数表の所定単位数に百分の 七十を乗じて得た単位数を用い て、指定地域密着型サービスに要 する費用の額の算定に関する基準 の例により算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定小規模多 機能型居宅介護事業所において、当該指定小規模多機能型居宅 介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対 し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、所定単位数 の100分の90に相当する単位数を算定する。

(新設)

(削除)

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するも のとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業 所において、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に、登 録者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定す る。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣 が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めると

ころにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期利用居宅介護費を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の基 準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス 基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事 業所をいう。以下同じ。)の登録者の数が、当該指定小規模多機能 型居宅介護事業所の登録定員未満であること。
- □ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。
- <u>ハ</u> 利用の開始に当たって、あらかじめ七日以内(利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は 十四日以内)の利用期間を定めること。
- <u>二</u> <u>指定地域密着型サービス基準第六十三条に定める従業者の員数</u> を置いていること。
- <u>ホ</u> 当該指定小規模多機能居宅介護事業所が小規模多機能型居宅介 護費の注4を算定していないこと。
- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準及び別に厚生労働大臣が定めると ころによる算定の内容は次のとおり。

厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並 びに小規模多機能型居宅介護費の算定方法

イ 指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数(指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数及び指定介護予防小規模

多機能型居宅介護の登録者の数の合計数)が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

	T	
厚生労働大臣が定める登録者の数 の基準	厚生労働大臣が定める小規模多機 能型居宅介護費の算定方法	
	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。	

ロ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が次の表の 上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における小規模多機能 型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算 定する。

厚生労働大臣が定める従業者の員	厚生労働大臣が定める小規模多機
数の基準	能型居宅介護費の算定方法
指定地域密着型サービス基準第六 十三条に定める員数を置いていな いこと。	

3 指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス (指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。)、訪問サービス(同項に規定する訪問サービスをいう。)及び宿泊サービス(同条第5項に規定する宿泊サービスをいう。)の算定月における提供回数について、登録者1人当 4 <u>イについては、</u>指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。)、訪問サービス(同項に規定する訪問サービスをいう。)及び宿泊サービス(同条第5項に規定する宿泊サービスをいう。)の算定月における提供回数について、

たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分 の70に相当する単位数を算定する。

- 4 登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入 居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定 施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護若しくは複合型サービスを受けている間は、小規模多機能 型居宅介護費は、算定しない。
- 5 登録者が一の指定小規模多機能型居宅介護事業所において、 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62 条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) を受けている間は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以 外の指定小規模多機能型居宅介護事業所が指定小規模多機能型 居宅介護を行った場合に、小規模多機能型居宅介護費は、算定 しない。

(新設)

- 登録者 (短期利用居宅介護費を算定する者を除く。) 1 人当たり 平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70 に相当する単位数を算定する。
- 5 登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、小規模多機能型居宅介護費は、算定しない。
- 6 登録者が一の指定小規模多機能型居宅介護事業所において、 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62 条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) を受けている間は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以 外の指定小規模多機能型居宅介護事業所が指定小規模多機能型 居宅介護を行った場合に、小規模多機能型居宅介護費は、算定 しない。
- 7 イについては、指定小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域(指定地域密着型サービス基準第81条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- ※ 別に厚生労働大臣が定める地域の内容は次のとおり。
 - <u>小規模多機能型居宅介護費の注7の</u>厚生労働大臣が別に定める地域 次のいずれかに該当する地域
 - イ 離島振興法 (昭和二十八年法律第七十二号) 第二条第一項の 規定により指定された離島振興対策実施地域
 - ロ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
 - ハ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第 二条第一項に規定する豪雪地帯及び同条第二項の規定により指 定された特別豪雪地帯
 - 二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置 等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項 に規定する辺地

口 初期加算

30単位

注 指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30 日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位 数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定小 規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。

ハ 認知症加算

(1) 認知症加算(I)

800単位

(2) 認知症加算(Ⅱ)

500単位

注 別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定小規模多機能型 居宅介護を行った場合は、1月につきそれぞれ所定単位数を加算 する。

二 看護職員配置加算

(1) 看護職員配置加算(I)

900単位

(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)

700単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所について は、当該施設基準に掲げる区分に従い、1月につきそれぞれ所定 単位数を加算する。ただし、この場合において、<u>看護職員配置加</u> 算(I)を算定している場合は、看護職員配置加算(II)は算定しない。

- ホ 山村振興法 (昭和四十年法律第六十四号) 第七条第一項の規 定により指定された振興山村
- 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- ト 半島振興法 (昭和六十年法律第六十三号) 第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- チ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備 の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項 に規定する特定農山村地域
- リ 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第 二条第一項に規定する過疎地域
- ヌ 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三 号に規定する離島

<u>ハ</u> 初期加算

30単布

注 <u>イについては、</u>指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録した 日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1 日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所へ の入院後に指定小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場 合も、同様とする。

二 認知症加算

(1) 認知症加算(I)

800単位

(2) 認知症加算(I)

500単位

注 <u>イについては、</u>別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定 小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につきそれぞれ所 定単位数を加算する。

ホ 看護職員配置加算

- 注 <u>イについては、</u>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 看護職員配置加算(I)

900単位

ホ 事業開始時支援加算

500単位

注 事業開始後1年未満の指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、算定月までの間、登録者の数が登録定員(指定地域密着型サービス基準第66条第1項に規定する登録定員をいう。以下同じ。)の100分の70に満たない指定小規模多機能型居宅介護事業所について、平成27年3月31日までの間、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)

(2) 看護職員配置加算(II)

700単位 480単位

- (3) 看護職員配置加算(Ⅲ)
- ※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。 指定小規模多機能型居宅介護における看護職員配置加算に係る施設 基準
 - イ 看護職員配置加算(I)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護 の施設基準
 - (1) 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師を一名以上配置していること。
 - (2) 通所介護費等の算定方法第七号に規定する基準に該当していないこと。
 - □ 看護職員配置加算(II)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護 の施設基準
 - (1) 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を一名以上配置していること。
 - (2) イ(2)に該当するものであること。
 - <u>ハ</u> 看護職員配置加算(III)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護 の施設基準
 - (1) 看護職員を常勤換算方法で一名以上配置していること。
 - (2) イ(2)に該当するものであること。

(削除)

へ 看取り連携体制加算

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前30日以下について

(新設)

1日につき64単位を死亡月に加算する。ただし、この場合において、看護職員配置加算(I)を算定していない場合は、算定しない。

- ※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。 指定小規模多機能型居宅介護における看取り連携体制加算に係る施 設基準
 - イ 看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること。
 - 口 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又 はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得 ていること。
- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者の内容は次のと おり。

指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅 介護費のへの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 次に掲げるいずれの基準にも適合する利用者

- <u>イ</u> 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
- 口 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の 求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等入所者に関 する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意 した上でサービスを受けている者(その家族等が説明を受け、同 意した上でサービスを受けている者を含む。)であること
- ト 訪問体制強化加算

1,000単位

- 注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している ものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業 所が、登録者の居宅における生活を継続するための指定小規模多 機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、訪問体制強化加算 として、1月につき所定単位数を加算する。
- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 小規模多機能型居宅介護費における訪問体制強化加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(新設)

- イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス 基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事 業所をいう。以下同じ。)が提供する訪問サービス(指定地域密着 型サービス基準第六十三条第一項に規定する訪問サービスをい う。以下同じ。)の提供に当たる常勤の従業者を二名以上配置して いること。
- 四 算定日が属する月における提供回数について、当該指定小規模 多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が一月当たり二百 回以上であること。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所 と同一の建物に集合住宅(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三 十三号)第二十条の四に規定する養護老人ホーム、同法第二十条 の六に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第二十九条第一項に 規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法 律(平成十三年法律第二十六号)第五条第一項に規定するサービ ス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事の登 録を受けたものに限る。)を併設する場合は、登録者の総数のうち 小規模多機能型居宅介護費のイ(1)を算定する者の占める割合が百 分の五十以上であって、かつ、イ(1)を算定する登録者に対する延 べ訪問回数が一月当たり二百回以上であること。

チ 総合マネジメント体制強化加算

1.000単位

- 注 <u>イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、指定小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を加算する。</u>
- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

小規模多機能型居宅介護費における総合マネジメント体制強化加算 の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応 じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他 の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画(指定地域密着 型サービス基準第七十七条第一項に規定する小規模多機能型居宅 介護計画をいう。以下同じ。)の見直しを行っていること。

へ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I)

500単位

(2) サービス提供体制強化加算(II)

350単位

(3) サービス提供体制強化加算(11)

350単位

□ 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に 地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事 や活動等に積極的に参加していること。

リ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>イについては</u>1月につき、ロについては1日<u>につき、</u>次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) イを算定している場合

()	サービス提供体制強化加算(1)イ	640単位
()	サービス提供体制強化加算(I) <u>ロ</u>	500単位
<u>(=)</u>	サービス提供体制強化加算(II)	350単位
<u>(DLI)</u>	サービス提供体制強化加算(II)	350単位
2) 1	ロを算定している場合	
()	サービス提供体制強化加算(1)イ	21単位
(サービス提供体制強化加算(1)ロ	16単位
(=)	サービス提供体制強化加算(11)	12単位
(DD)	サービス提供休制強化加管(国)	12単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算の基 準

- イ サービス提供体制強化加算(I)<u>イ</u> 次に掲げる基準のいずれにも 適合すること。
 - (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の全ての小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。)に対し、小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。
 - (2) 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型居

介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規 模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能 型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27 年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合において は、次に掲げるその他の加算は算定しない。 宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催して いること。

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居 宅介護従業者(看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数 のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
- (4) 通所介護費等算定方法第七号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
- <u>ロ</u> サービス提供体制強化加算(I)ロ 次に掲げる基準のいずれにも 適合すること。
 - (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者(看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。
 - (2) イ(1)、(2)及び(4)に該当するものであること。
- <u>ハ</u> サービス提供体制強化加算① 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の六十以上であること。
 - (2) イ(1)、(2)及び(4)に該当するものであること。
- <u>ニ</u> サービス提供体制強化加算**②** 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介 護従業者の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が 百分の三十以上であること。
 - (2) イ(1)、(2)及び(4)に該当するものであること。

ヌ 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規 模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能 型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30 年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合において は、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員処遇改善加算(1) イからリまでにより算定した単位

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イから<u>へ</u>までにより算定した単位 数の1000分の42に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(<u>II</u>) (<u>1</u>)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

数の1000分の76に相当する単位数

- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからI までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(N) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
 - 小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算の基準 イ 介護職員処遇改善加算(I) <u>次に掲げる基準のいずれにも適合す</u> ること。
 - (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善に要する費用の見 込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に 関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じてい ること。
 - (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長(特別区の区長を含む。)に届け出ていること。
 - (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長(特別区の区長を含む。)に報告すること。
 - (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法 その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
 - (6) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
 - (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

5 認知症対応型共同生活介護費 イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)

- □ 一の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員 に周知していること。
- <u>介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</u>
- 四 (三について、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに 実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを 除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員 に周知していること。
- <u>ロ</u> <u>介護職員処遇改善加算(II)</u> <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u>
 - (1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。
 - (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - → 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - <u>a</u> 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件 (介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - <u>b</u> <u>a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員</u> に周知していること。
 - □ 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当 該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保しているこ と。
 - <u>b</u> a について、全ての介護職員に周知していること。
 - (3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに 実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを 除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員 に周知していること。
- <u>ハ</u> <u>介護職員処遇改善加算(III)</u> <u>イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ口(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。</u>
- <u>ニ</u> 介護職員処遇改善加算<u>(N)</u> イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 5 認知症対応型共同生活介護費
 - イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)